

○桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(令和 3 年 3 月 24 日 桐生市条例第 7 号)

(設置)

第 1 条 桐生市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の適正規模及び適正配置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他基本方針の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 住民自治組織を代表する者
- (4) 小中学校の校長を代表する者
- (5) 公募により選出した者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 水道料金審議会の部の次に次のように加える。

小中学校適正規模・適正配置審議会	会長 1日につき	9,200円
	委員 1日につき	8,000円